

松江市告示第 441号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和6年9月2日

松江市長 上 定 昭 仁



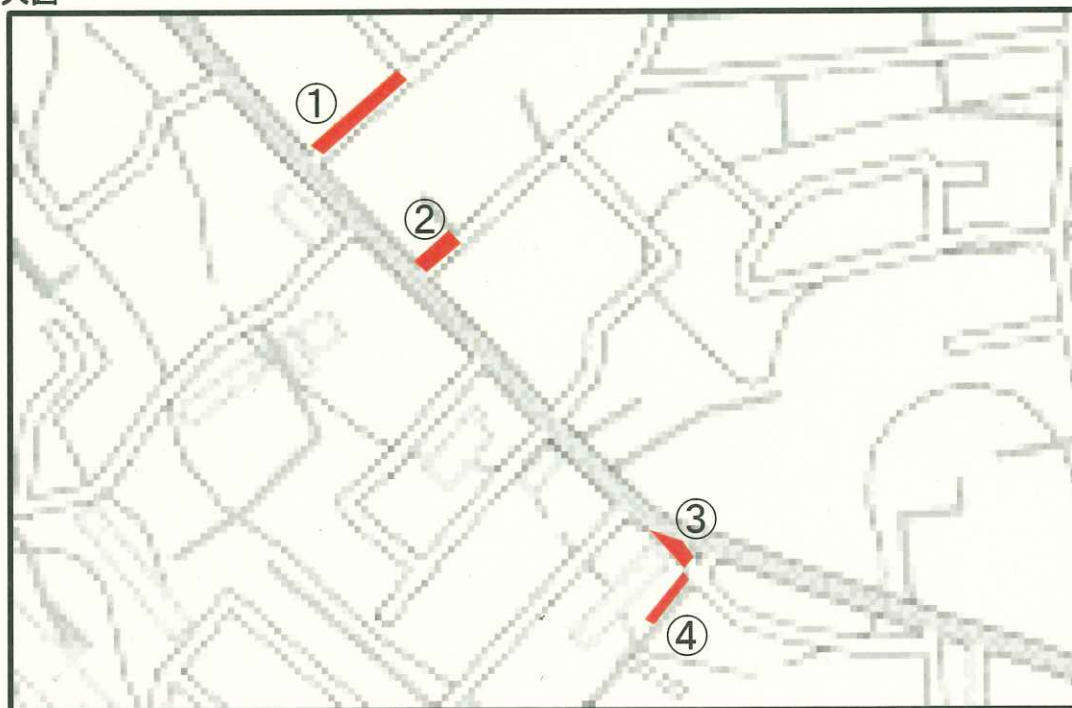
路線 番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間 起 終 点	供用開始日	図面 番号	備考
13605	古 志 原 33 号	松江市古志原五丁目133番6地先 " " " 160番2地先	令和6年9月2日	1	
13174	古 志 原 19 号	松江市古志原五丁目162番7地先 " " " 163番6地先	令和6年9月2日	1	
13177	山 代 神 社 1 号 線	松江市古志原五丁目78番5地先 " " " 79番5地先	令和6年9月2日	1	
13178	山 代 神 社 2 号 線	松江市古志原六丁目63番1地先 " " " 78番1地先	令和6年9月2日	1	

位置図 No. 1

供用開始路線 ①古志原33号線、②古志原19号線、
③山代神社1号線、④山代神社2号線



拡大図



 市道区域変更箇所